

「地方版規制改革会議」の設置に係る今後の対応について

1. 地方自治体への働きかけ

(1) 各地方自治体への検討要請

岡議長から、市区町村を含む各地方自治体の首長に対して、「地方版規制改革会議」の趣旨・必要性について説明し、その設置の検討を要請する文書を発出（年内目途）。

その中で、あわせて、「地方版総合戦略」の策定・実施に当たって阻害要因となり得る国又は地方の規制の有無、が有る場合の規制改革の提案、会議設置の意向等を伺い、回答を求める（任意）。

(2) 個別の働きかけ

上記と並行して、個別の地方自治体の首長への働きかけを進める。

(3) 地方自治体が参集する会議での説明

「まち・ひと・しごと創生本部」が主催する地方自治体が参集する会議の場を活用することとする。

2. 「地方版規制改革会議」が設置される場合の支援

「地方版規制改革会議」の設置・運営に必要なノウハウを提供するため、国の規制改革会議での実績を踏まえた提供資料（審議の取り進め方、審議に当たって参考となる視点・事例、規制改革提案への対応方法、フォローアップの方法など）を準備。

3. 規制改革会議ホームページの活用

(1) 答申や閣議決定の関係部分の抜粋や、地方自治体に「地方版規制改革会議」の設置を働きかける説明資料を、規制改革会議ホームページに掲載する。

(2) 地方自治体において、「地方版規制改革会議」の設置等の取組が実施された際は、当該自治体の了解を得た上で、それぞれの取組について規制改革会議ホームページ上に各自治体ホームページへのリンクを貼って全国に発信することにより、取組の拡大を図る。